

米子市飲食事業者等特別支援金 Q&A (8月17日更新)

①対象者について

Q (飲食店) 私は1つの店舗内で小売、宿泊、飲食事業と複数の経済活動を行っています。この店舗は飲食店として給付の対象になりますか？

A 対象になります。

※ 売上の減少率は、店内飲食事業のみで算出してください。

Q (納入店) 飲食店又は喫茶店へ直接かつ反復・継続して、その利用者が直接消費する飲食料品又は飲食をするために直接使用する物品等、飲食業を営業するにあたって必要であると認められるサービスの具体例は？

対象の例	対象外の例
飲食料品(調味料や食用油等を含む)、ストロー、紙コースター、おしぼり、割箸、つまようじ、紙ナプキン、ペーパータオル、卓上コンロ用ガスカートリッジ、店内の清掃、業務用クリーニングサービス等 いずれも、一般消費者向けの小売店やクリーニング店等を飲食店の店員が利用することをもって対象とはなりません。	出前・仕出し・ケータリング品、デリバリー・テイクアウト用品、文房具、お土産品、おもちゃ・ゲーム類、燃料、等

Q (飲食店) 営業許可証の名義と申請者の名義が異なりますが、給付を受けられますか？

A 原則、営業許可証の名義 = 飲食店の営業者 = 給付申請者です。営業許可証の交付を受けた方が申請をしてください。

鳥取県へ名義等の変更届出中であって、本支援金の申請を急がれる場合は、変更の届出書の控え(鳥取県の受付印があるもの。コピー可)を一旦提出し、交付され次第、変更後の営業許可証を提出してください。

営業許可を受けた方の責任のもとで店舗の運営を任されている方が申請する場合は、営業許可を受けた方と店舗の運営者2者連名での申立書を提出してください。様式は問いませんが、店舗の詳細、また、その店舗運営を任せている事実が明らかにわかるものとしてください(米子市ホームページに参考様式を掲載しています)。また、この場合、営業許可を受けた方が重ねて当該店舗に係る交付の申請を行うことはできませんので、この旨ご留意ください。

Q (飲食店) 店舗の「食品衛生責任者」の名義でも申請できますか？

A できません。営業許可を受けた方が申請してください。

Q 国、県、市などの他の給付金等の受給が決定している場合も対象になりますか？

A 対象になります。

※本支援金の給付の要件上、県の感染拡大防止協力金（時短要請への協力に伴う協力金）の給付を受けた店舗については対象となりません。

Q 令和3年7月21以降に営業を開始した場合は対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 個人事業主で米子市内に住んでいますが、事務所又は事業所が米子市外のみにある場合は対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 個人事業主で米子市外に住んでいますが、店舗が米子市内にある場合は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 店舗が米子市内にありますが、本社が米子市外にある場合は対象になりますか？

A 対象になります。

Q 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて複数件の申請をすることはできますか？

A できません。団体または個人事業主単位（確定申告する単位）で申請してください。

Q（納入店）申請書に「おおむね月に1回以上の頻度で納入しているものを対象とします」と書いてあることについて、私は飲食店へ、その客が使う消耗品を納入する事業を営んでいますが、この消耗品は一度に大量に納品をするため、納入の頻度は1店舗につき半年に1回程度です。しかしこの消耗品を納入することでの売上が私の事業全体の売上の大半を占めます。給付の対象にならないのでしょうか。

A 対象になる可能性があります。市へお問い合わせください。

Q 私は飲食事業者にも納入事業者にも該当するのですが、どのように申請すればよいですか？

A 複数該当する場合は、主たる事業内容の方を選び申請してください。

②売上の減少率について

Q 令和3年5月中に、新型コロナウイルス感染症の影響で3週間休業をしました。売上の比較をする際に、この月も算入する必要がありますか？

A 4月～6月の間にやむを得ない理由で休業をした期間がある場合は、休業した期間がある月を売上平均算出の際に除外していただいて構いません。

Q 令和3年5月20日に飲食店をオープンさせました。売上の減少率はどのように算出すればよいですか？

A 4月～6月の間に事業を開始した場合は、売上を開始した月から6月までの平均売上高と、令和3年7月又は8月のいずれかの売上高を比較して減少率を算出してください。この際、事業を開始した月の売上高に限っては、現実の売上高ではなく、以下の計算によって算出したものとしても構いません。

●計算方法

その月に営業した日1日あたりの平均売上高×その月の1日から営業したとした場合に通常営業していたであろう日数

Q 令和3年7月10日に飲食店をオープンさせました。売上の減少率はどのように算出すればよいですか？

A 7月1日～7月20日の間に事業を開始した場合は、以下のいずれかに該当する場合が対象となります。

①「7月21日～8月3日までの間の営業日平均の売上高」が「営業開始日から7月20日までの間の営業日平均の売上高」と比較して10%以上減少している場合

②「8月中の営業日平均の売上高」が「営業開始日から7月20日までの間の営業日平均の売上高」と比較して10%以上減少している場合

Q 売上高とは別に不動産収入や雑所得がある場合、売上の減少率はどのように算出すればよいですか？

A 売上高のみで算出してください。

③申請書等への記入方法について

Q 申請書様式（ペーパー）はどこで入手できますか？

A 米子市役所第二庁舎4階の商工課、本庁舎1階の総合案内に配架しております。

Q 私は個人事業者なので、申請書1ページ目の「役員等調書」は記入しなくてもよいですか？

A 個人事業者本人について必ず記入してください。「職名」の欄は記入しなくても構いません。

Q 申請書を書き損じました。どうやって訂正したら良いですか？

A 訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印（個人事業者の方で押印を省略された場合は、サイン）してください。ただし、申請金額を書き損じた場合は新たな用紙で書き直してください。

Q 振込先口座は誰の名義のものでも良いですか？

A 口座名義は申請者名義と同一としてください。やむを得ない事情により同一名義とすることが困難である場合はご相談ください。

⑤申請後提出後

Q 提出した申請書の内容に不備がなかったか、または郵送した申請書が市に届いているかを確認したいのですが？

A 申請内容に不備がある場合は、市からご連絡します。迅速に給付手続きを実施するため、個別の確認はご遠慮いただくようお願いします。郵送した申請書が市に到着しているか確認されたい方は、あらかじめ簡易書留など追跡サービスが利用できる方法で発送いただき、当該サービスをもって確認いただくようお願いします。

Q 申請は何度もできますか？

A できません。一度給付を受けられた方は、再度申請することはできません。

Q (納入店) 申請書中、販売先などを記入する欄に「事実関係の調査をするため記入いただいた飲食店へ確認をとる場合があります」と書いてあることについて、この確認はどのような時に行うのですか？

A 申請内容に疑義がある場合、まずは申請者へ追加資料の提出のお願いやヒアリングを行います。これに適切に協力をいただけない場合などに市から飲食店へ確認をさせていただきます。

Q 申請から振込までどのくらいかかりますか？

A 申請内容に不備がなければ、4週間程度で指定口座に振り込みます。